

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、健康保険法(以下「法」という。)による傷病手当金(以下、単に「傷病手当金」という。)の支給を求めることである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、辺縁系脳炎(以下「請求傷病」という。)の療養のため、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間について、労務不能であったとして傷病手当金を受給した。

2 請求人は、当該傷病の療養のため、平成〇年〇月〇日から同月〇日までの期間(以下「本件請求期間」という。)について、労務に服することができなかったとして、平成〇年〇月〇日(受付)、全国健康保険協会〇〇支部長(以下「支部長」という。)に対し、傷病手当金の支給を申請した。

3 支部長は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、本件請求期間について、「療養のための労務不能とは認められないため。」という理由により、傷病手当金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

4 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当審査会の判断

1 傷病手当金の支給について、法第99条第1項は「被保険者が療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金を支給する。」と規定している。

2 本件の場合、前記第2の3に記載した理由によってなされた原処分に対し、請求人はこれを不服としているのであるから、本件の問題点は、本件請求期間について、請求人は、当該傷病の療養のため労務不能であったと認められないかどうかである。

3 労務不能であったかどうかについて判断する。

請求人にかかる健康保険傷病手当金支給請求書(第10回)のa病院(以下「a病院」という。)・A医師作成の平成〇年〇月〇日付「療養担当者が意見を書くところ」欄によれば、傷病名には請求傷病が掲げられた上で、療養の給付開始年月日(初診日)は、「〇年〇月〇日」、労務不能と認めた期間は、「〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで 30日間」、診療実日数は「1日」とされ、診療日として〇月〇日に「〇」印が付されている。そうして、上記労務不能と認めた期間中における「主たる症状および経過」「治療内容、検査結果、療養指導」等は、「痙攣と遷延する意識障害を認めた。精査加療目的にて〇月〇日に当院b科に転院しその後〇月他院転院。〇月に退院し外来通院中。」とされ、症状経過からみて従来の職種について労務不能と認められた医学的な所見は、「ADL自立にて自宅退院となったが、高次脳機能障害残存しているため、労務不能を認める。現時点では、平成〇年〇月より軽作業の勤務に就くことは可能と判断した。〇月に〇回発作を起こし救急車で当院を受診するなどしていたが、〇月以降は症状として安定しており、〇月より軽作業勤務可能である。」と記載されている。また、支部長の照会に対するA医師作成の平成〇年〇月〇日付「〇〇-〇〇〇〇〇 被保険者B様について(追記用)」と題する書面によれば、本件請求期間の詳しい症状・治療内容について、同医師は「上記の間は当院受診は〇月〇日1度のみ。発作などは認めず、てんかんに対する内服薬の量も変化なし。なお最終発作は〇月であ

り、以降発作はなし。薬の量も〇月より変化なし。」、請求人の職種が建設現場での施工管理であるとし、職種より医学的見地（客観的・他覚的）から労務不能と認められるかどうかについて、「・いいえ（労務可能）」と回答し、「軽作業のみ。」と付記し、「大変申し訳ないが、"建築現場での施工管理"がどの程度の危険を伴うのか知らない為、正確には判断しかねます。当方の判断としては、平成〇年〇月〇日付診断書に記載した通り、事務作業などの一般的な机の上で行う事務作業は可としており、自動車の運転、高所での作業は不可としています。これ以上の判断は現場の巡視などを行っている産業医の先生に伺って下さい。」と回答している。さらに、a 病院作成の請求人に係る診療報酬明細書（医科入院外）（平成〇年〇月分）によれば、傷病名には、平成〇年〇月〇日を診療開始日とするヘルペス脳炎（主）、てんかん、髄膜脳炎、同年〇月〇日を診療開始日とする嚥下障害、失語症、辺縁系脳炎などが記載され、外来診療料、傷病手当金意見書交付料、てんかん指導料、処方せん料などが算定されている。また、c 薬局 d 店作成の請求人に係る調剤報酬明細書（平成〇年〇月分）によれば、抗てんかん薬（アレピアチン錠、エクセグラン錠、マイスタン錠）が90日分処方されていることが認められる。

- 4 以上によれば、請求人は、当該傷病による痙攣と遷延する意識障害があり、平成〇年〇月〇日に a 病院 b 科で治療を受け、同年〇月には、日常生活活動（ADL）も自立して自宅退院となっている。平成〇年〇月にてんかん発作を起こして救急車で受診しているが、それ以降は症状も安定し、てんかん発作も認められていない。そうして、担当した医師は、同年〇月より軽作業は可能と判断していたことを考えると、請求人は、本件請求期間中の平成〇年〇月〇日に医療機関を受診し、抗てんかん薬などの90日分の処方を受ける必要があったことが認められ

るにしても、通院に要した日を除いた他の全ての期間を、療養のために労務不能とすることには無理があり、外来通院をしながら就労することが可能であったとするのが相当である。リハビリテーション医学的な観点からみても、このような場合には、できるだけ早期に職場復帰をし、当初は軽作業から開始し、徐々に身体を慣らしながら従前の仕事である建設現場の管理、予算、職人管理などに従事することが望ましく、実際にそれが可能な状態にあったと認められる。また、本件請求期間は、本件請求傷病の初診日あるいは発病から既に8か月程が経過した時期に相当し、既に日常生活活動（ADL）も自立しており、てんかん発作もなく症状は安定したとされ、平成〇年〇月からの軽作業勤務が可能であると判断されていたのであるから、本件請求期間については、本件請求傷病の療養のため労務不能と認めることはできない。

- 5 そうすると、本件請求期間について傷病手当金を支給しないとする原処分は相当であって、取り消すことはできず、本件再審査請求は理由がないので、これを棄却することとし、主文のとおり裁決する。